

ITER 機構職員・IPA 公募に係る広報活動

及び候補者応募に関する業務請負契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所　ITERプロジェクト部

ITER人材・広報戦略グループ

1. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は ITER 国内機関として ITER 調達活動を実施している。本契約は、ITER 機構職員公募、ITER Project Associate(IPA)公募及びインターン公募に係る広報活動及び候補者応募に関する業務を本仕様書に基づき受注者に請負わせるものである。

受注者は、ITER 計画及び ITER 調達活動の内容と進捗を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本業務を実施するものとする。

2. 契約範囲

- (1) ITER 機構職員公募、IPA 公募及びインターン公募情報に係る広報活動業務
- (2) 候補者応募に関する業務

3. 業務期間及び作業時間及び、標準人員数

- (1) 作業期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (2) 業務時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月29日から翌年 1月3日まで）、その他、QST が特に指定する日を除く。）
- (3) 作業時間：9:00～17:30
(なお、この時間帯は、那珂フュージョン科学技術研究所における就業時間帯である。ただし、必要がある場合には上記に定める時間以外の時間であっても、業務を実施することがある。)
- (4) 標準人員数：4 人

4. 実施場所

- (1) 茨城県那珂市向山 801-1 QST 那珂フュージョン科学技術研究所
- (2) その他 QST と受注者が事前に協議して定めた場所

5. 業務内容

- (1) ITER 機構職員公募、IPA 公募、及びインターン公募に係る広報活動

ITER 機構から、年間を通して職員公募、IPA 公募、及びインターン公募が行われるが、新たな公募が行われる都度、速やかに、下記の 1)～4)の方法により広報活動を行い、公募会員登録の促進を図ること。なお、最新の情報を更新する等、必要に応じて適切かつ効果的な広報活動を行い、5 項(2)に定める邦人による応募につなげること。また、3)QST ITER プロジェクト部が運営するメディア（以下「オウンドメディア」という。）の充実、5)これらに付随する業務を行うこと。ITER の目的、ITER 機構の活動内容、ITER 各機器の機能や構造をよく理解した者が実施すること。

1) Web 媒体を利用した広報活動

- ① 職業案内・公募情報の掲載

- i. ii に示す HP 等に ITER 機構の職業案内、職員公募、IPA 及びインターン公募に係る情報を掲載するとともに、必要に応じてオウンドメディアへの誘導を図る。

ii. 掲載媒体一覧

掲載媒体	内容	時期
QST HP		
日本物理学会 HP		
科学技術振興機構求人機関用ページ (JREC-IN Portal)		
理化学研究所イントラページ		
産業技術総合研究所 HP		
外務省 国際機関人事センターHP		
受注者自社 HP		
ITER 公募会員 ML	ITER 機構職員公募、IPA およびインターン公募情報 (期間・ポジション・条件等)	契約締結後、又は ITER 機構より新規公募情報発出の都度、速やかに掲載
原子力学会会員 ML		
プラズマ核融合学会 ML		
核融合エネルギーフォーラム会員 ML		
ジュネーブ国際機関日本人職員会 ML		

※ 受注者が 5 項(2)の応募に有効と判断した場合、QST の確認を得てその他関係機関 HP 等に掲載できるものとする。

② SNS を活用した広報活動

- i. SNS において、5 項(2)に定める応募につなげること。また、オウンドメディアへ誘導するよう情報発信すること。

ii. 使用する SNS

- Facebook
- X (旧 Twitter)
- LinkedIn
- LINE

※ 受注者が 5 項 (2) の応募に有効と判断した場合、その他 SNS を活用できるものとする。ただし、活用開始前に QST の確認を得ること。

③ 求人サイトの運用管理

- i. ITER 機構の職業案内、職員公募に係る情報の運用管理を行うとともに、オウンドメディアへの誘導を図ること。

ii. 運用管理内容

ITER 機構職員公募 (期間・ポジション・条件等) を求人サイト (マイナ

ビ、doda、type 等) 1 社以上にて運用管理すること（上限はなく、受注者が 5 項(2)の応募に有効と判断した場合運用管理できる）。

2) イベント等における広報活動

展示会・科学技術関連イベントでの広報活動

- i. QST が実施または参加する ITER 計画説明に付随して、年 2 回以上東京等で ITER 機構職員募集の説明を行うこと。なお、事前に内容について QST の確認を得ること。また、回数、場所は事前に協議の上、変更する場合がある。
- ii. 職員公募に関する最新パンフレット・チラシ・ポスター等の掲示や配布を行うこと。

※ 受注者が 5 項(2)の応募に有効と判断した場合、その他イベントに対して実施または参加できるものとする。

3) オウンドメディアの充実

QST サイト内 ITER 計画ページの内容拡充

- Google Analytics を用いたページ解析を行うこと。
- サイトデザインの改善を行うこと。
- ITER 機構職員及び ITER 機構職員経験者へのインタビュー、ITER 機構での業務経験後のキャリアパスのモデルケースの紹介等の記事を作成し、海外での有期雇用という職務への不安の解消を図る。
- 詳細内容については QST の確認を得ること。
- 内訳

項目	予定数量
ページディレクション	100 件
ページデザイン	10 ページ
ページ制作	2 ページ

4) 広告媒体の運用管理

① ITER 機構の職員公募に係る広告媒体の運用管理を行うとともに、オウンドメディアへの誘導を図ること。

② 運用管理内容

広告会社（新聞広告、電車広告、Web 広告等）1 社以上にて運用管理すること（上限はなく、受注者が 5 項(2)の応募に有効と判断した場合運用管理できる）。

5) 1)～4)項の広報活動に付随する業務

- ① Web ページの更新業務
- ② 記事作成のための取材、画像作成・加工等

- ③ イベントのための、パンフレット・チラシ・ポスター等の作成
- ④ その他、5 項(2)に有効と受注者が判断し、QST と合意に基づく業務

(2) 候補者応募に関する業務

1) 公募会員への説明会の実施及び那珂研来訪案内

公募会員に対し、ITER 機構の概要・選考・採用に関する説明、応募に関するオンライン説明会を年 8 回以上実施する。また、国内機関である QST の研究・開発内容を実際に見ることが出来る那珂研の来訪案内を 2 回以上行い、公募会員の応募意欲を高めること。

2) 公募会員へのスカウト

ITER 機構から年間を通して定常的に行われる新規公募に対して、公募の都度、速やかに、公募会員情報から 1 件につき 1 名以上の適した会員を探索し、該当公募への応募を促すこと。

3) 応募者のノミネーション業務

ITER 機構職員公募の募集要項における資格等を満たす邦人候補者を探索し、QST の確認を得て候補者の意思に基づき ITER 機構に応募させ、ノミネーションすること。なお、過去の公募ポスト数は下記のとおりである。

年度	2021	2022	2023	2024	2025 (10 月まで)
公募 ポスト数	111	94	45	39	28

※応募者の応募情報に関する個人情報の取扱いは、13 項に従うこと。また、個人情報取扱者はプライバシーマーク又は ISMS (ISO27001) を取得している従事者であること。

(3) 候補者への指導等

候補者が ITER 機構に採用されることを目的に、年間を通して、応募した各候補者に対して、速やかに指導等を実施すること。下記 1)は全ての候補者に対して、3)は契約納期内に面接を実施する候補者に対して、その他は募集ポストにより必要に応じて行うこと。ITER の目的、ITER 機構の活動内容、ITER 各機器の機能や構造をよく理解した者が実施すること。また、候補者ごとにその内容について指導内容報告書を作成すること。なお、過去の応募者数は下記のとおりである。

年度	2021	2022	2023	2024	2025 (10 月まで)
応募者 数	112	139	166	313	149

1) 応募書類の作成指導・校正・添削

ITER 機構職員公募への応募書類は、英文による履歴書（Resume）（学歴、研究や業務の実績、技術的スキル、取得資格 A4 2 ページ程度、校正が必要な標準的単語数 1000 words）、カバーレター（略歴、志望理由書を記載 A4 2 ページ程度、校正が必要な標準的単語数 1000 words）より構成（合計 英文 A4 4 ページ程度）され、電子ファイル（word ファイル等）にて提出される。

応募書類に対して（ITER 機構職員採用に必要な基本的語句のチェックを含む。）英語表記のチェック、修正が必要な箇所の修正、コメントの付与等を提出された電子ファイルに対して行うこと。

2) 技術教育

ITER 機構で用いられる ENOVIA や CATIA 等の技術教育を実施すること。

- PLM による機器の設計・開発・保守管理手法
- CAD を用いた図面作成及び管理手法
- その他業務上必要となる電子データベースを用いた品質管理手法等

ITER 機構では、PLM ソフトとして ENOVIA (Dassault Systems 社) を用いてデータの管理を行っており、また、CATIA (Dassault Systems 社) 及び See System Design (IGE+XAO 社) を用いて 3 次元図面の作成及びダイアグラムの作成を行っている。教育を行う場合は、これらの環境を良く理解し、ITER が認定する ENOVIA の CAD Design トレーナー及び ITER が認定する See System Design のトレーナーが教育を行うこと。

3) 公募応募者の面接トレーニング

ITER 機構職員公募の面接は、全て英語によるビデオ面接（面接官は 3~5 名）で行われる。応募者は、応募の動機やバックグラウンド、実務経験、実績、職務の能力、可能な貢献等について、3~5 分程度のプレゼンテーションを行い、その後、面接官より 12 間程度の質問を受ける。面接時間は、30 ~45 分間程度である。面接に対応するため、書類選考に合格した応募者に対して、速やかに面接英語の（ITER 機構職員採用に必要な評価の視点を含む。）受け答えトレーニングを行うこと。以下にトレーニング例を示す。

ア プrezentationトレーニング

応募者による発表（約 3~5 分間）練習、それに対する指導

イ 質疑応答トレーニング

質疑応答に対するトレーニングとして、以下の項目に対する回答方法（専門知識には踏み込まず、英語を用いた質疑応答のやりとりについてトレーニングを行う。）について指導を行う。

- これまでの研究、業務業績に対する質問

評価の視点：応募者自身の業績が ITER 計画に貢献できるかを的確かつ明確に、適切な英語を用いてアピールできているか。

- 応募ポジションに対する質問

評価の視点：応募者自身の実績、能力を踏まえて、ポジションに貢献出来るかを的確かつ明確に、適切な英語を用いてアピールできているか。

- 職務対応能力に対する質問

評価の視点：応募者が職務上困難な状況に直面した場合、どの様に問題解決を行うかを的確かつ明確に、適切な英語を用いてアピールできているか。

- 国際的及びマルチカルチャーに対する質問

評価の視点：職務遂行において、国際的な認識の相違、文化的背景の違いによる困難な状況に直面した場合、どの様に問題解決を行うかを的確かつ明確に、適切な英語を用いてアピールできているか。

6. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

次のものを無償で支給する。

- 1) QST 那珂フュージョン科学技術研究所構内における電気、水等のユーティリティ

- 2) その他、受注者が業務を遂行する上で QST が支給対象と認めたもの。

(2) 貸与品等

次のものを無償で貸与する。貸与品は受注者が責任も持つて管理すること。

- 1) 居室等（机、椅子、書類棚及びパソコン等を含む。）

- 2) 本業務を遂行するための設備、機器、工具類

CAD 作業用ワークステーション

CAD ソフト（CATIA V5、AUTO CAD 等）

文書作成用ソフト（MS-Office 等）

ネットワーク環境（LAN、メールアドレス等）

- 3) その他、受注者が業務を遂行する上で QST が貸与対象と認めたもの。

7. 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、提出書類に変更が生じた場合も同様とする。

	提出書類名	提出時期	部数	確認
(1)	実施要領書	契約後及び変更の都度速やかに	1 部	要
(2)	責任者及び業務従事者の名簿・管理体制・実施体制について	契約後及び変更の都度速やかに	1 部	要
(3)	月間業務計画書	毎月初め	1 部	

(4)	作業日報	業務終了時	1 部	
(5)	業務月報	翌月 7 日まで	1 部	
(6)	終了届	翌月 7 日まで	1 部	
(7)	指導内容報告書	翌月 7 日まで	1 部	
(8)	その他、QST が必要とする書類(詳細は別途協議)			

(確認方法)

QST は、確認のために提出された書類を受理したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは確認したものとする。

8. 検査条件

終了届、業務月報の確認及び仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと QST が認めたときをもって検査とする。

9. 必要な要件

- ・ 業務を遂行する上で必要な、意思疎通及び広報活動を日本語で行うことが可能であること。
- ・ 面接トレーニングを行う者には、英語のネイティブあるいはそれに準ずる者が含まれること。
- ・ 技術教育を行う者は、ITER が認定する ENOVIA の CAD Design トレーナー及び ITER が認定する See System Design のトレーナーが教育を行うこと。

10. 特記事項

- (1) 受注者は QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、QST の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を当 QST の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は業務の実施に当たって、次に掲げる関係法令及び所内規程を遵守するものとし、QST が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
 - a) 労働基準法
 - b) 労働安全衛生法
 - c) 那珂フュージョン科学技術研究所事故対策規則
 - d) 那珂フュージョン科学技術研究所事故対策要領
 - e) その他の所内規程及び規則

- (4) 受注者は異常事態等が発生した場合、QST の指示に従い行動するものとする。
- (5) 受注者は従事者に関して労働基準法、労働安全衛生法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。

1 1. 総括責任者

受注者は、本契約業務を履行するに当たり、受注者を代表して直接指揮命令する者として総括責任者及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- ・受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- ・本契約業務履行に関する QST との連絡及び調整
- ・受注者の従事者の規律秩序の保持及びその他本契約業務の処理に関する事項

1 2. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 3. 個人情報の取扱い

- (1) 受注者（以下、乙とする。）は、QST（以下、甲とする。）から委託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- (2) 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - 1) 甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - 2) 甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用、複写、複製、又は改変すること。
- (3) 乙は、甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (4) 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力とともにその指示に従わなければならない。
- (5) 乙は、甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- (6) 乙は、甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し、又はその発生のおそれを認識した場合には、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (7) 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

14. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上